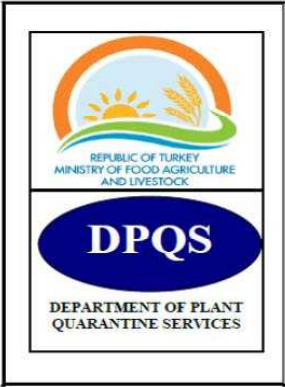
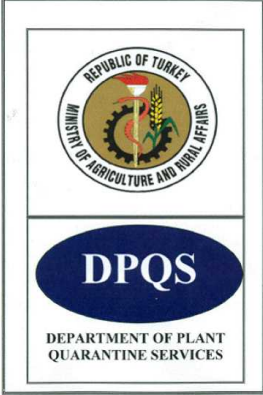


「トルコ産グレープフルーツ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成22年8月18日22消安第4305号消費・安全局長通達) 一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>トルコ産グレープフルーツ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則別表2の付表第56のトルコから発送されるグレープフルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準(平成26年2月7日農林水産省告示第191号。以下、「告示」という。)に規定する生果実(以下「生果実」という。)の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 表示 告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の様式、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>トルコ産グレープフルーツ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則別表2の付表第56のトルコから発送されるグレープフルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準(平成26年2月7日農林水産省告示第191号。以下、「告示」という。)に規定する生果実(以下「生果実」という。)の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 表示 告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の様式、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>